

空幕厚第84号例規
23. 3. 25
一部変更 空幕厚第133号例規
28. 4. 13
空幕厚第69号例規
30. 3. 22
空幕厚第49号例規
令和3年3月17日
空幕厚第61号例規
令和4年4月8日

全部隊長
全機関の長 殿

航空幕僚長

非常勤の隊員に係る給与の支給について（通達）

標記について、下記により実施されたい。

記

- 1 非常勤の隊員（隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）第12条の2第1項に規定する非常勤の隊員をいい、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第27条第1項において準用する同法第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員を除く。以下「非常勤隊員」という。）の基本となる給与は、当該非常勤隊員の職務と類似する職務に従事する常勤の隊員（以下「常勤隊員」という。）の属する職務の級の初号俸の俸給月額を基礎として、職務内容及び職務経験等並びに在勤する地域の要素を考慮し、決定するものとする。
- 2 非常勤隊員の勤務の実態に応じ、常勤隊員において支給すべき休日給、夜勤手当、超過勤務手当及び特殊勤務手当に相当する給与を、支給することができるものとする。
- 3 非常勤隊員の通勤の実態に応じ、通勤手当に相当する給与を支給するものとする。
- 4 任期が3か月を超える非常勤隊員に対しては、期末手当及び勤勉手当に相当する給与を、常勤の再任用職員以外の職員の期末手当の支給率及び勤勉手当の成績率（標準者）により支給する。その際、当該非常勤職員の勤務期間、勤務実績等を考慮するものとする。
- 5 非常勤隊員の給与については、常勤隊員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とする。
- 6 前各項の細部は、別紙に基づき、非常勤隊員の任免権者の定めるところによる。

添付書類：別紙「非常勤隊員に係る給与の支給に関する細部要領」

分類番号：B-20-052

作成年度：2022年度

保存期間：10年

枚数：8枚

保存期間満了時期：2033. 3. 31

開示判断：開示

非常勤隊員に係る給与の支給に関する細部要領

1 適用

この要領は、次に掲げる者を除く非常勤隊員に対し適用するものとする。

- (1) 特定の時期に一時的（任期が3か月以内）に任用される非常勤隊員
- (2) 出勤すべき日が平均週2日未満の非常勤隊員

2 非常勤隊員の給与

- (1) 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号。以下「防給法」という。）第26条の規定により一般職に属する非常勤の職員の例によることとされている非常勤隊員の給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一給法」という。）第22条第2項の規定により、予算の範囲内で支給するものとする。
- (2) 非常勤隊員の給与の支給事務については、常勤隊員の例によるものとする。

3 基本となる給与の決定要領

非常勤隊員を採用する際の基本となる給与（再採用の際の基本となる給与を含む。以下「基本給」という。）は、当該非常勤隊員と類似する職務に従事する常勤である事務官等に対し支給されている俸給月額の実態に留意しつつ、事務官等の採用時の給与の決定要領を例として、当該非常勤隊員の職務内容を踏まえ、その職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮して決定するものとする。

なお、基本給が行政職俸給表（二）による職務の級が2級で1号俸の俸給月額（以下この項において単に「俸給月額」という。）を基礎とする非常勤隊員を例とした基本給の日額（以下「基本給日額」という。）の算出例は、次のとおり。

(1) 基本給日額

ア 1日7時間45分の勤務（以下「フルタイム勤務」という。）の非常勤隊員の場合

$$183,600円^{※1} \div 21 = 8,742円 \approx 8,700円^{※2}$$

※1：俸給月額が183,600円の場合

※2：100円未満切捨て

イ 毎日6時間勤務の非常勤隊員の場合

$$183,600円^{※1} \div 21 \times \frac{6h^{※2}}{7.75h} \approx 6,700円^{※3}$$

※1：俸給月額が183,600円の場合

※2：非常勤隊員の1日の勤務時間

※3：100円未満切捨て

(2) 昇給を考慮した基本給日額

4月1日を基準として、前年度の1年間（4月1日から3月31日まで）、非常勤隊員として勤務し再採用された者の基本となる給与については、当該1年間の勤務成績が良好な場合には、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる号俸を昇給させることができるものとする。

区 分	昇給幅
前年度1年間の勤務時間が常勤隊員と同じ（フルタイム勤務）	4号俸
前年度1年間の勤務時間が常勤隊員の3／4以上	3号俸
前年度1年間の勤務時間が常勤隊員の半分以上	2号俸

(3) 在勤する地域を考慮した基本給日額

非常勤隊員の在勤する地域が防給法第14条第2項において準用する一給法第11条の3の規定により地域手当が支給される地域（以下「地域手当支給地域」という。）である場合には、地域手当相当分を加算して基本給日額を算出することができるものとする。

なお、地域手当が6級地（100分の6）である場合の算出例は、次のとおり。

ア 地域手当相当分の算出要領

$$183,600円^{※1} \times \frac{6^{※2}}{100} = 11,016円$$

※1：俸給月額が183,600円の場合

※2：地域手当の級地の割合

イ 地域手当相当分を加算した基本給日額（フルタイム勤務の場合）

$$\left(183,600円^{※1} + 11,016円^{※2} \right) \div 21 \approx 9,200円^{※3}$$

※1：俸給月額が183,600円の場合

※2：アで算出した地域手当相当分

※3：100円未満切捨て

4 給与の支給要領等

- (1) 非常勤隊員の給与は、勤務実態により支給するものとする。
- (2) 勤務時間管理員は、諸手当に相当する給与の支給に当たり、常勤隊員の例により勤務状況通知書を作成し、会計隊等の長に送付するものとする。
- (3) 前号に規定するもののほか、非常勤隊員は通勤手当に相当する給与の支給に当たり、常勤隊員の例により通勤届を所属する部隊等の長に届け出るとともに、勤務時間管理員は付紙様式に定める通勤手当確認・決定簿を作成し、会計隊等の長に通知するものとする。

5 給与の減額の算出要領

- (1) 定められた勤務時間において、休暇（無給の休暇を除く。）の場合を除き、勤務しなかった時間がある場合は、当該勤務しなかった時間に応ずる額を減額して支給するものとする。

ア フルタイム勤務の者の1時間当たりの額の算出例は、次のとおり。

$$\frac{8,700^{\text{※1}} \times 21 \text{日} \times 12 \text{月}}{38.75 \text{h} \times 52 \text{週}} \approx 1,088 \text{円}^{\text{※2}}$$

※1：基本給日額（非常勤隊員の在勤する地域が地域手当支給地域の場合には、第3項第3号の規定により地域手当相当分が加算された基本給日額）

※2：1円未満四捨五入

$$1,088 \text{円}^{\text{※3}} \times 3 \text{h}^{\text{※4}} = 3,264 \text{円（減額する額）}$$

※3：1時間当たりの額

※4：勤務しなかった時間

イ 毎日6時間勤務の者の1時間当たりの額の算出例は、次のとおり。

$$\frac{6,700^{\text{※1}} \times 21 \text{日} \times 12 \text{月}}{30 \text{h} \times 52 \text{週}} \approx 1,082 \text{円}^{\text{※2}}$$

※1：基本給日額（非常勤隊員の在勤する地域が地域手当支給地域の場合には、第3項第3号の規定により地域手当相当分が加算された基本給日額）

※2：1円未満四捨五入

$$1,082 \text{円}^{\text{※3}} \times 3 \text{h}^{\text{※4}} = 3,246 \text{円（減額する額）}$$

※3：1時間当たりの額

※4：勤務しなかった時間

(2) 定められた勤務日の1日を勤務しなかった場合は、当該1日分の基本給日額を支給しないものとする。

6 諸手当に相当する給与の算出要領等

(1) 勤務命令に基づき支給する手当に相当する給与

常勤隊員において休日給、夜勤手当、超過勤務手当及び特殊勤務手当を支給すべき勤務を命じた場合には、常勤隊員との均衡を考慮し、これらの手当に相当する額を実態に応じて給与として支給することができるものとする。

なお、休日給、夜勤手当及び超過勤務手当に相当する給与の時間数の算出については、その給与期間の合計時間数によって計算するものとし、その時間数に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上にあつては1時間とし、30分未満にあつては切り捨てる（定められた勤務時間において、休暇（無給の休暇を除く。）の場合を除き、勤務しなかった時間数の算出についても、同様とする。）。

基本給が行政職俸給表（二）による職務の級が2級で1号俸の俸給月額を基礎とする非常勤隊員を例とした算出例は、次のとおり。

ア 休日給に相当する給与

常勤隊員において休日給を支給すべき勤務（以下「休日勤務」という。）を1か月に2日命じた場合の算出例は、次のとおり。

(ア) 休日勤務1時間当たりの休日給相当割増分（フルタイム勤務でない者についても、同様とする。）。

$$\frac{8,700^{※1} \times 21 \text{日} \times 12 \text{月} \times 0.35}{38.75 \text{h} \times 52 \text{週}} \div 381 \text{円}^{※2}$$

※1：基本給日額（非常勤隊員の在勤する地域が地域手当支給地域の場合には、第3項第3号の規定により地域手当相当分が加算された基本給日額）

※2：1円未満四捨五入

(イ) 休日給に相当する給与の額

$$381 \text{円}^{※1} \times 16 \text{h}^{※2} = 6,096 \text{円}$$

※1：(ア)で算出した休日勤務1時間当たりの休日給相当割増分

※2：休日勤務の時間（1日7.75h×2日=15.5h≒16h（30分以上切上げ））

(ウ) 休日給に相当する給与の支給対象となる日

非常勤隊員の交替制勤務者の休日給に相当する給与の支給対象日は、常勤隊員の交替制勤務の場合の例による。

なお、休日給の支給対象日の例は、次の表のとおり。

	5月3日 (土)	5月4日 (日)	5月5日 (月)	5月6日 (火)	5月7日 (水)	5月8日 (木)
休日	休日		休日	休日		
勤務日	勤務	勤務	休養日	休養日	勤務	勤務
休日給の支給対象日	○				○	○

注：1 交替制勤務で国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）が休養日に当たるときは、当該休日の直後の勤務日（当該勤務日が祝日法による休日に当たるときは、その日の直後の勤務日）が休日給の支給対象日となる。

2 この表において「休日」とは、祝日法による休日をいう。

イ 夜勤手当に相当する給与

1日7時間の深夜勤務（午後10時から翌日の午前5時までの間（うち、休憩時間1時間））を1か月に5日命じた場合の算出例は、次のとおり。

(ア) 深夜勤務1時間当たりの夜勤手当相当分（フルタイム勤務でない者についても、同様とする。）

$$\frac{8,700^{※1} \times 21 \text{日} \times 12 \text{月} \times 0.25}{38.75 \text{h} \times 52 \text{週}} \div 272 \text{円}^{※2}$$

※1：基本給日額（非常勤隊員の在勤する地域が地域手当支給地域の場合には、第3項第3号の規定により地域手当相当分が加算された基本給日額）

※2：1円未満四捨五入

(イ) 夜勤手当に相当する給与の額

$$272 \text{ 円}^{\ast 1} \times 30 \text{ h}^{\ast 2} = 8,160 \text{ 円}$$

※1：(ア)で算出した深夜勤務1時間当たりの夜勤手当相当分

※2：一給与期間の夜間勤務時間（休憩時間を除く。）

ウ 超過勤務手当に相当する給与

フルタイム勤務の者の超過勤務手当に相当する給与の算出例は、次のとおり。

$$\frac{8,700^{\ast 1} \times 21 \text{ 日} \times 12 \text{ 月} \times 1.25^{\ast 2}}{38.75 \text{ h} \times 52 \text{ 週}} \div 1,360 \text{ 円}^{\ast 3} \times \text{超過勤務時間}$$

※1：基本給日額（非常勤隊員の在勤する地域が地域手当支給地域の場合には、第3項第3号の規定により地域手当相当分が加算された基本給日額）

※2：フルタイム勤務でない者の場合、勤務時間がフルタイム勤務の者の勤務時間（7時間45分）に達するまでの間は、「1」とする。

※3：1円未満四捨五入

エ 特殊勤務手当に相当する給与

常勤隊員において特殊勤務手当を支給すべき勤務を命じた場合には、特殊勤務手当に相当する額を実態に応じて給与として支給できるものとする。

(2) その他の手当に相当する給与

ア 通勤手当に相当する給与

(イ) 電車・バス等通勤の場合

勤務日数に応じ、回数乗車券（ＩＣカードを含む。）利用の計算により算出した額とする。ただし、算出した額が1か月定期券の額を超えるときは、1か月定期券の額とする。

(イ) 自動車等通勤の場合

常勤隊員の例に準じて算出した額とする。

なお、一給与期間当たりの通勤回数が10回未満の場合、再任用短時間勤務隊員との均衡を考慮し、100分の50を減じるものとする。

イ 期末手当及び勤勉手当に相当する給与

(ア) 期末手当に相当する給与

a 算出式

$$\text{支給額} = \text{基本給日額} \times 21 \text{ 日} \times \text{支給率}^{\ast 1} \times \text{在職期間割合}^{\ast 2}$$

※1：支給率は、常勤の再任用職員以外の職員の支給率とする。

※2：在職期間割合及び算定期間は、常勤隊員の例による。

b 算出例

基本給日額を基礎とする非常勤隊員に係る支給率を常勤隊員の支給率と同率にした場合の算出例は、次のとおり。

$$8,700円^{※1} \times 21日 \times 1.2^{※2} \times 1^{※3} \div 219,240円^{※4}$$

※1：基本給日額（非常勤隊員の在勤する地域が地域手当支給地域の場合には、第3項第3号の規定により地域手当相当分が加算された基本給日額）

※2：一般職員の支給率（12月期120／100の場合）

※3：在職期間割合

※4：1円未満切捨て

(イ) 勤勉手当に相当する給与

a 算出式

$$\text{支給額} = \text{基本給日額} \times 21日 \times \text{成績率}^{※1} \times \text{勤務期間支給割合}^{※2}$$

※1：成績率は、常勤の再任用職員以外の職員の成績率（標準者）とする。

※2：勤務期間支給割合及び算定期間は、常勤隊員の例による。

b 算出例

基本給日額を基礎とする非常勤隊員に係る成績率を常勤隊員の成績率（標準者）と同率にした場合の算出例は、次のとおり。

$$8,700円^{※1} \times 21日 \times 0.92^{※2} \times 1^{※3} \div 168,080円^{※4}$$

※1：基本給日額（非常勤隊員の在勤する地域が地域手当支給地域の場合には、第3項第3号の規定により地域手当相当分が加算された基本給日額）

※2：一般職員の成績率（標準者92／100の場合）

※3：勤務期間支給割合（欠勤は除算する。）

※4：1円未満切捨て

(ウ) 基準日

常勤隊員と同じとする。

なお、採用の時点で、任期が3か月を超える非常勤隊員には、常勤隊員と同じように期末手当及び勤勉手当に相当する給与を支給するものとする。

通勤手当確認・決定簿

氏 名	所 属
-----	-----

月	通勤回数	算 出 式	支給額	勤務時間管理員 確認日
4				
5				
6				
7				
8				
9				
1 0				
1 1				
1 2				
1				
2				
3				